

## 栄典授与の状況等について

平成 30 年 6 月  
内閣府賞勲局

## I 栄典授与の状況

## 1. 叙 勲

(1) 平成 30 年春の叙勲について .....	1
(2) 自治会、保育士など重視していく民間分野 .....	3
(3) 女 性 .....	5
(4) 人目につきにくい分野 .....	7

## 2. 外国人叙勲

(1) 平成 30 年春の外国人叙勲について .....	8
(2) 日系外国人、日本で活躍する外国人 .....	10
(3) 春秋以外の外国人叙勲 .....	11

3. 危険業務従事者叙勲 ..... 12 |

## 4. 褒 章

(1) 平成 30 年春の褒章 受章者数 .....	13
(2) 女 性 .....	14
(3) 紺綬褒章 .....	16

## 5. 一般推薦

(1) 一般推薦について .....	18
(2) 地域総合功労 .....	23

II 中期重点方針の実施状況（まとめ） ..... 25 |

# I 栄典授与の状況

## 1. 叙 勲

### (1) 平成30年春の叙勲について

#### ① 受章者数

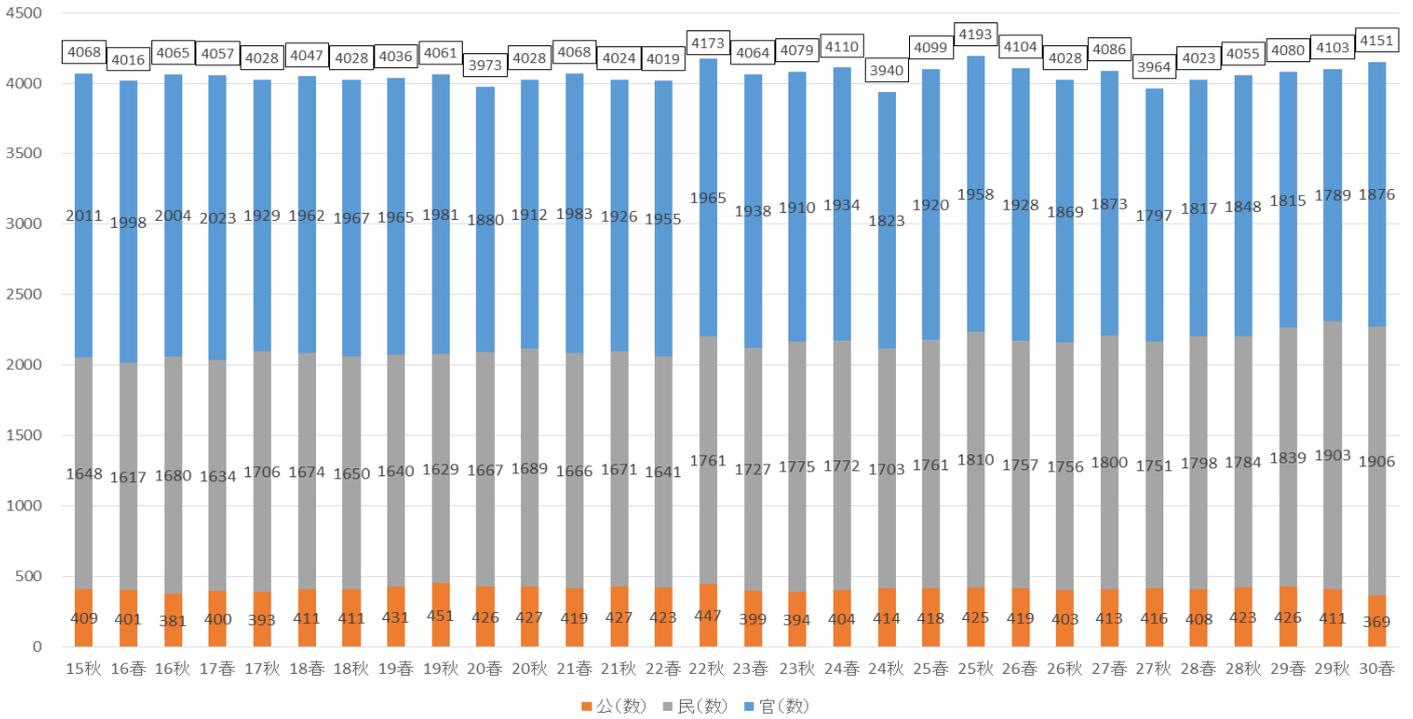
	桐花大綬章	旭日章	瑞宝章	合 計	平成29年秋	平成29年春
大 綬 章	-	16 (1)	7 (0)	23 (1)	6 (0)	10 (1)
重 光 章	-	18 (1)	34 (1)	52 (2)	62 (0)	47 (1)
中 綬 章	-	49 (2)	295 (3)	344 (5)	328 (10)	322 (8)
小 綬 章	-	204 (9)	691 (9)	895 (18)	879 (24)	870 (23)
双 光 章	-	523 (23)	1,038 (136)	1,561 (159)	1,528 (154)	1,602 (167)
単 光 章	-	166 (14)	1,110 (200)	1,276 (214)	1,300 (193)	1,229 (198)
合 計	-	976 (50)	3,175 (349)	4,151 (399)	4,103 (381)	4,080 (398)

※()内は女性の数で内数

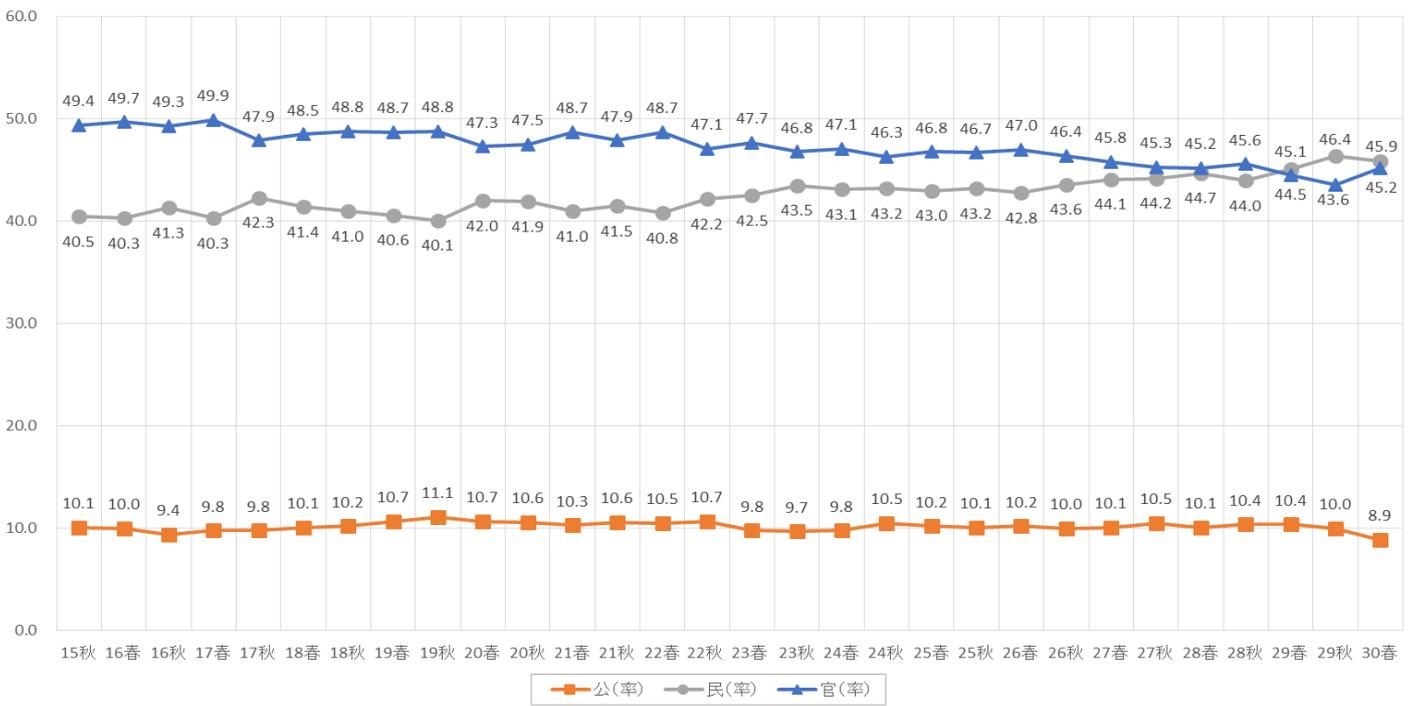
#### ② 分野別構成

		受章者数	全体割合	29秋	全体割合	29春	全体割合
公	公選職(国会議員、首長、地方議会議員)	369	8.9%	411	10.0%	426	10.4%
民	消防団、民生・児童委員等	954	23.0%	928	22.6%	937	23.0%
	企業経営者、民間団体役員	461	11.1%	475	11.6%	411	10.1%
	教員(大学教授等)	45	1.1%	59	1.4%	69	1.7%
	医療、福祉従事者	193	4.6%	192	4.7%	186	4.5%
	文化、スポーツ	36	0.9%	35	0.9%	38	0.9%
	自治会、その他	217	5.2%	214	5.2%	198	4.9%
	小 計	1,906	45.9%	1,903	46.4%	1,839	45.1%
官	国の一般行政職等	793	19.1%	755	18.4%	758	18.6%
	地方公務員	177	4.3%	170	4.2%	173	4.2%
	判事、検事	52	1.3%	44	1.1%	36	0.9%
	医療、福祉従事者	104	2.5%	92	2.2%	104	2.6%
	教員(大学教授、小中高校長等)	504	12.1%	494	12.0%	490	12.0%
	公社、現業職員等	246	5.9%	234	5.7%	254	6.2%
	小 計	1,876	45.2%	1,789	43.6%	1,815	44.5%
合 計		4,151	100%	4,103	100%	4,080	100%

### 春秋叙勲の分野別構成数の推移



### 春秋叙勲の分野別構成比の推移



## (2) 自治会、保育士など重視していく民間分野

### ① 分野別受章者数の推移

#### 【「栄典授与の中期重点方針(平成28年9月16日閣議了解)」抜粋】

本方針は、栄典授与に関する今後5年程度の間に重視していく分野や事務の見直し等について定めるものである。

#### 2 栄典授与分野の見直し

##### (1) 重視していく分野

基本方針を踏まえ、今後栄典授与において重視していく分野は以下の民間分野とする。

- ① 自治会、町内会等の地縁に基づいて形成された団体において功績を挙げた者
- ② 商工会議所、商工会、商店街等において地域コミュニティや地域づくりを支える功績を挙げた者(中略)
- ④ 新たな産業分野を開拓した企業経営者や地域経済の活性化等に貢献した中堅・中小企業経営者
- ⑤ 公益法人等の公益的な活動を行う民間団体において功績を挙げた者
- ⑥ 保育士、介護職員等の少子高齢社会を支える業務において長年にわたり功績を挙げた者
- ⑦ 各省横断的な政策分野で功績を挙げた者、地域において多くの分野で功績を挙げた者など、各省各庁の長から推薦されにくい功労者

##### (2) 授与数の目標

重視していく分野のうち、自治会、町内会等の地縁に基づいて形成された団体において功績を挙げた者や保育士については春秋叙勲において毎回おおむね50名に授与することを目標に、段階的に授与数の増加を図る。

	→中期重点方針						
	27年秋	28年春	28年秋	29年春	29年秋	30年春	
自治会	20名	22名	24名	38名	41名	41名	目標 50名
商工会議所、商工会	28名	30名	32名	24名	48名	50名	
中堅・中小企業	22名	20名	19名	47名	62名	65名	
公益法人	22名	18名	21名	29名	30名	42名	
保育士	27名	23名	36名	35名	33名	34名	目標 50名
介護職員	15名	17名	15名	15名	13名	10名	
各省横断的な政策分野等※	0名	1名	5名	5名	7名	10名	

※各省横断的な政策分野等の内訳：

28年春：北方領土返還運動(1名)

28年秋：教育研究・経済財政(2名) 男女共同参画(1名)、交通安全推進(1名)、地域活動推進(1名)

29年春：公益法人行政(1名)、地域活動推進(1名)、消費者相談(1名)、教育研究・沖縄産業振興(1名)、地域総合功労(1名)

29年秋：子ども子育て(5名)、教育研究・男女共同参画(1名)、地域活動推進(1名)

30年春：子ども子育て(5名)、消費者相談(2名)、男女共同参画(1名)、食品安全行政(1名)、地域総合功労(1名)

## ② 新たな民間分野、候補者の選考・推薦方法の見直し

### 【「栄典授与の中期重点方針(平成28年9月16日閣議了解)」抜粋】

#### 1 基本方針

(中略) 少子高齢化、地方からの人口流出、グローバル化、女性の活躍、公的部門・民間部門の役割分担の変化等の近年の社会経済の変化に対応し、毎回の春秋叙勲等において、栄典を授与すべき分野や功績を適切に見直していくものとする。

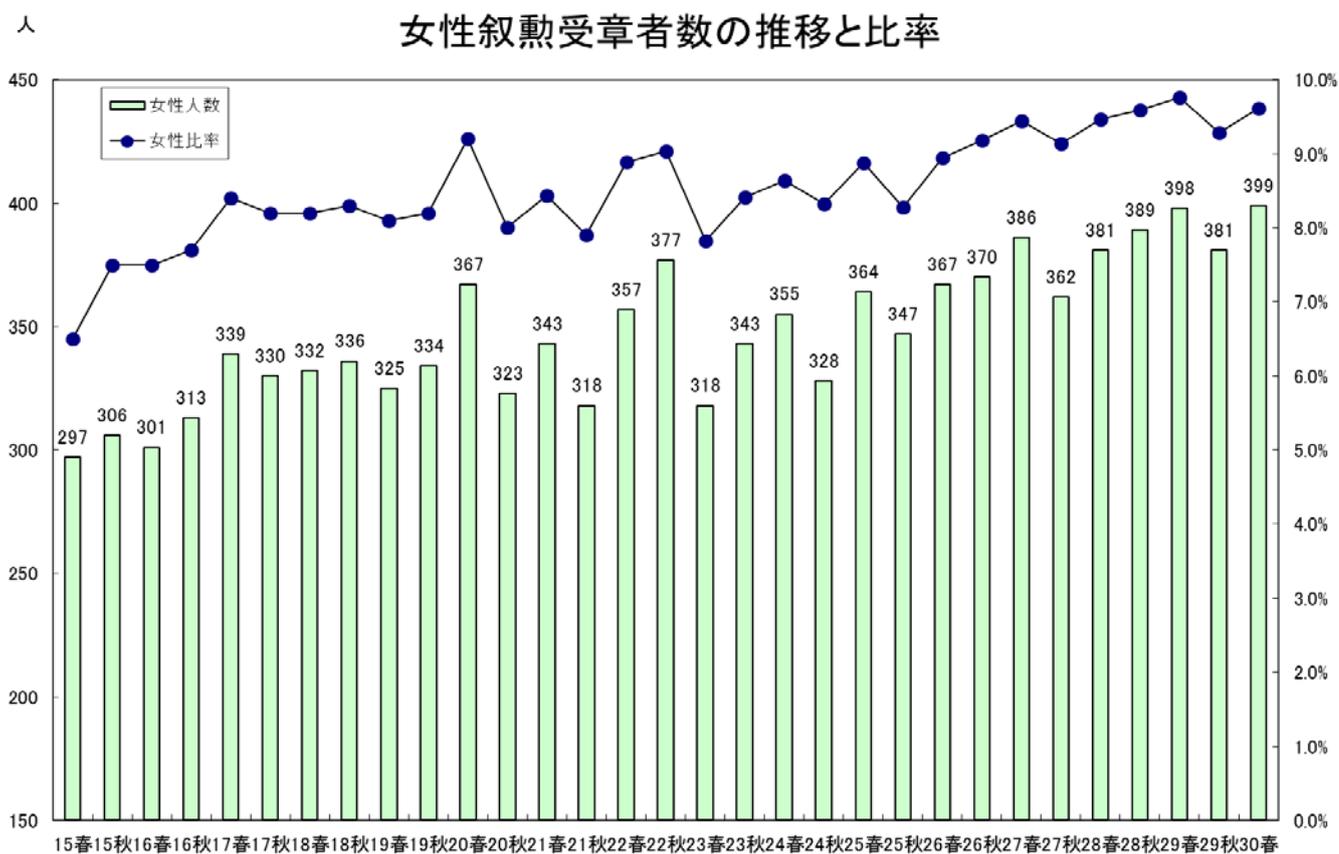
時期	29年春	29年秋	30年春
分野等の数	4	3	5
分野名等	<p>【叙勲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定子ども園関係 (内閣府)</li> <li>・ 海外まき網漁業関係 (農水省)</li> <li>・ ネイリスト関係 (経産省)</li> <li>・ 退職自衛官雇用促進関係 (防衛省)</li> </ul>	<p>【叙勲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜水業務関係 (国交省)</li> <li>・ 退職自衛官雇用促進関係 (防衛省)</li> </ul> <p>【褒章】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アニメーション関係 (経産省)</li> </ul>	<p>【叙勲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットプロバイダ関係 (総務省)</li> <li>・ チェーンドラッグストア関係 (経産省)</li> <li>・ 退職自衛官雇用促進関係 (防衛省)</li> </ul> <p>【褒章】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の活躍推進関係 (内閣府)</li> <li>・ 海洋調査関係 (国交省)</li> </ul>

(この他、30年秋より犯罪被害者支援関係(警察庁)に係る推薦が開始予定(叙勲・褒章)。)

### (3) 女性

#### ① 受章者数

	27秋	28春	28秋	29春	29秋	30春
全受章者数	3,964	4,023	4,055	4,080	4,103	4,151
うち女性受章者数	362	381	389	398	381	399
女性比率	9.1%	9.5%	9.6%	9.8%	9.3%	9.6%



## ② 別枠推薦による女性受章者

### 【「栄典授与の中期重点方針(平成28年9月16日閣議了解)」抜粋】

#### 3 栄典事務の見直し

##### (1) 候補者の選考・推薦方法の見直し

- ④女性候補者 女性への授与が少ない分野等において女性候補者を別枠で推薦できる措置を講ずる。

	28秋	29春
推薦範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人目につきにくい分野等</li> </ul> <p>◆功労ごとに1名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間分野</li> <li>・人目につきにくい分野等</li> </ul> <p>◆功労ごとに2名</p>
受章者数	5名	14名
受章者の分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察業務</li> <li>・学校業務</li> <li>・保健衛生</li> <li>・矯正業務</li> <li>・看護業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皇室医務</li> <li>・看護業務</li> <li>・人権擁護</li> <li>・弁護士</li> <li>・警察業務</li> <li>・学校業務</li> <li>・更生保護</li> <li>・調停委員</li> </ul>
	29秋	30春
推薦範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間分野</li> <li>・人目につきにくい分野等</li> </ul> <p>◆功労ごとに2名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間分野</li> <li>・人目につきにくい分野等</li> </ul> <p>◆功労ごとに2名</p>
受章者数	15名	32名
受章者の分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育</li> <li>・選挙管理事務</li> <li>・人権擁護</li> <li>・看護業務</li> <li>・弁護士</li> <li>・警察業務</li> <li>・矯正教育</li> <li>・更生保護</li> <li>・職業紹介</li> <li>・調停委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府行政</li> <li>・消費者支援</li> <li>・地方自治</li> <li>・人権擁護</li> <li>・日本語普及</li> <li>・たばこ販売業振興</li> <li>・看護業務</li> <li>・中小企業振興</li> <li>・教育・保育</li> <li>・警察管理運営</li> <li>・消防</li> <li>・更生保護</li> <li>・二国間友好親善</li> <li>・保健衛生</li> <li>・労働行政</li> <li>・職業紹介</li> <li>・調停委員</li> </ul>

## (4) 人目につきにくい分野

【「栄典制度の改革について（平成14年8月7日閣議決定）」抜粋】

### 1 勲章について

(6)自己を犠牲にして社会に貢献した者等に配慮し、以下の措置を行う。

- ①精神的、肉体的に労苦の多い環境の下で業務に精励している人々など、人目に付きにくい分野の受章者の増加に努める。

平成30年春の受章者数 1,425名（全体に占める割合34.3%）

(i) 人目につきにくい分野にあつて多年にわたり業務に精励した者

792名（うち女性：259名、32.7%）

<受章者の例>

郵便集配員、看護師、鉄道関連従事者、建設会社優秀施工者、保育士、  
技能検定委員、介護職員、刑務所等職員、伝統工芸士 等

(ii) 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励

した者

633名（うち女性：2名、0.3%）

<受章者の例>

消防団員、エックス線技師、病理細菌技師、発電所保全員、ガス保全員、  
水防団員、電気工事人、山岳遭難救助員 等